

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地  
区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地  
区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地  
区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日は、平成26年8月1日とする。

（建設局都市整備部南部区画整理事務所）